

グループホームすずらの園 利用料 (2017.4.1)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。

**(1) 認知症対応型共同生活介護の利用料**

**【基本部分】**

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	7,470円	747円	1,494円
要介護2	7,820円	782円	1,564円
要介護3	8,060円	806円	1,612円
要介護4	8,220円	822円	1,644円
要介護5	8,380円	838円	1,676円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤職員を1名以上、上回って配置した場合（1日につき）	250円	25円
			50円
初期加算	入居後30日に限り（1日につき）	300円	30円
			60円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者にサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
			240円
医療連携体制加算	日常的な健康管理と医療機関との連携体制を整備している場合（1日につき）	390円	39円
			78円
退所時相談援助加算	退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円

グループホームすずらの園 利用料 (2017.4.1)

看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合（1日につき）	死亡日以前	144円
		4日以上30日以下	288円
		1,440円	
		死亡日の前日及び前々日	680円
		6,800円	1,360円
認知症専門ケア加算 (I)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円
			6円
認知症専門ケア加算 (II)	認知症専門ケア加算(I)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合（1日につき）	120円	12円
サービス提供体制強化加算 I イ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）※（注1） ※加算 I イ～ロのいずれか1つを算定する。	180円	18円
サービス提供体制強化加算 I ロ			36円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2） ※加算 I～IIのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の11.1%	12円
			24円
介護職員処遇改善加算 II		1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の8.1%	12円
			24円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2） ※加算 I～IIのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の11.1%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算 II			左記額の2割
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2） ※加算 I～IIのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の11.1%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算 II			左記額の2割

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料

【基本部分】

利用者の要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要支援2	7,430円	743円	1,486円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

グループホームすずらの園 利用料 (2017.4.1)

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
初期加算	入居後30日に限り(1日につき)	300円	30円
			60円
退所時相談援助加算	退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円
認知症専門ケア加算 (I)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合(1日につき)	30円	3円
			6円
認知症専門ケア加算 (II)	認知症専門ケア加算(I)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合(1日につき)	120円	12円
			24円
サービス提供体制 強化加算Iイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき)※(注1)	180円	18円
			36円
サービス提供体制 強化加算Iロ	※加算Iイ～ロのいずれか1つを算定する。	120円	12円
			24円
介護職員 処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注2)	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の11.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 処遇改善加算II	※加算I～IIのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の8.1%	左記額の1割
			左記額の2割

(3) 共通経費

食材料費	1日につき1,000円。
居住費	月額 47,000円
光熱水費	月額 18,000円

※入居期間中に入院した場合の取り扱いについても居住費相当額をいただきますのでご了承ください。

(4) その他の費用

理美容代	費用の実費をいただきます。
特別な食事	費用の実費をいただきます。